

特定行政書士になろう!

特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。

広がる可能性。広げる将来性。

行政書士の新たな活躍の場

お客様の「困った...」を最後まで支える

「行政手続きのプロフェッショナル」の安心感をお客様に



Go to the next stage!

〈申込期間〉平成29年5月1日[月]~5月31日[水]

〈研修期間〉平成29年7月~10月(期間内で各単体会が指定する
クールにて実施します。)

〈考査日〉平成29年10月22日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成29年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。



講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

「プレ研修」は
日行連ホームページで
公開中!



日本行政書士会連合会



茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5階)
TEL. 029-305-3731・305-3730 FAX. 029-305-3732

www.ibaraki-gyosei.or.jp/



行政茨城

5

2017
No.232

発行所 茨城県行政書士会 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5階)
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>